

市からの連絡帳



さわやかな信州の高原～

菅平少年自然の家

熱帯夜のない菅平高原にある少年自然の家で快適な夏を過ごしませんか。
家族や友達と一緒にご利用ください。

菅平少年自然の家（☎0268 - 74 - 2277）



場長野県上田市菅平高原

申使用日の3か月前から7日前までに菅平少年自然の家へ
電話で申し込み（市外の方は1か月前から7日前まで）

交通

長野新幹線利用：上野駅（大宮駅）～上田駅（バスで約1時間）～菅平農協前下車（徒歩30分）～菅平少年自然の家

自動車利用：関越自動車道・所沢IC～上信越自動車道・上田菅平IC～（R144～R406）～菅平少年自然の家

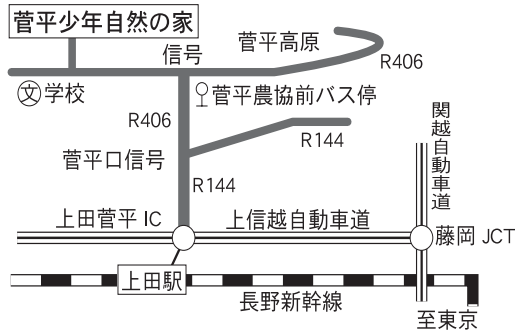
休所日 火曜日

臨時休所日

小学校移動教室で使用するため、6月25日～7月16日までの土曜日が休所日になりますので、ご了承ください。

利用料金（1人・1泊2食付）

区分	夏期（5月～10月）	
	市民	その他
未就学児（4歳～6歳）	（幼児食） 1,100円	（幼児食） 1,200円
小・中学生	（一般食） 1,800円	（一般食） 2,000円
少年団体の引率者	2,700円	3,500円
高校生	2,700円	3,500円
青年（16歳～22歳）	3,100円	4,200円
一般	3,600円	4,900円



夏の学校開放プール

社会教育課 保（☎042 - 438 - 4079）

一般市民の皆さん、団体の皆さんに、市内小・中学校のプールを無料開放します。

団体開放プール

一般開放プール

田無小学校・けやき小学校

プールの水深は最大120cm

田無小学校・けやき小学校

プールの水深は最大120cm

青嵐中学校

プールの水深は最大140cm

開放日

田無小学校 7月23日（土）・24日（日）

けやき小学校 7月30日（土）・31日（日）

8月6日（土）・7日（日）

時間

午前の部：午前10時～正午

午後の部：午後1時30分～3時30分

対子ども会、自治会などの10人以上で構成されている団体

利用条件

利用上の責任は各団体が持つこと。
プール監視員を各団体の責任で5人以上配置すること。

教育委員会派遣のプール総括責任者の指示に従うこと。

申6月30日（木）までに直接、社会教育課（保谷庁舎3階）へ。

開放日

田無小学校 7月30日（土）・31日（日）、

8月6日（土）・7日（日）

けやき小学校 8月13日（土）・14日（日）

20日（土）・21日（日）・27日（土）・28日（日）

時間

午前の部：午前10時～正午

午後の部：午後1時30分～3時30分

対2歳以上の市民

幼児はおむつがとれていること。
幼児2人に対し必ず水着着用の保護者1人の付き添いが必要です。

なお、介助が必要な方についても必ず水着着用の介護者などが付き添ってください。

申午前10時または午後1時30分までに、直接会場へ。

けやき小学校は、体育棟1階で集合・解散します。

開放日 7月30日（土）・31日（日）

時間

午前の部：午前10時～正午

午後の部：午後1時30分～3時30分

対小学5年生以上の市民

介助が必要な方については、必ず水着着用の介護者などが付き添ってください。

申午前10時または午後1時30分までに、直接会場へ。

校舎1階で集合・解散します。

＜利用にあたっての注意事項＞

自転車は所定の場所に止めること。
車での来校は禁止。

飲食物を持ち込まないこと。

化粧品（日焼け止などを含む）は落として泳ぐこと。

必ず水着、水泳帽を着用すること。
貴金属類ははずして泳ぐこと。

監視員の指示に従うこと。

違法駐車は
みんなの迷惑！

～駐車場を利用しましょう～

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因になり、救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。

駐車車両による事故原因

駐車車両に衝突する事故（特に夜間）

駐車車両があるため進路変更した際の事故

駐車車両前後の飛び出し事故

駐車車両による歩行者などの発見の遅れによる事故

車を駐車する際は、駐車場を利用するなど、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

市では、「西東京市違法駐車等の防止に関する条例」により、田無駅周辺を「違法駐車等防止重点実施地域」に指定しています。「違法駐車等防止重点実施地域」には、交通指導員を配置して、駐車を抑制する指導と啓発活動などを行っています。

道路管理課 保

（☎042 - 438 - 4057）



ごみの出し方ワンポイント



梅雨の季節になりました。雨の日が多くなりますが、可燃ごみの減量に役立つポイントをお知らせします。

衣服・古布は、晴れた日に出しましょう。

衣類（下着や汚れたものは不可）、古布（毛布・シーツ・カーテンなど）は、雨に濡れると「可燃ごみ」になってしまいます。

「可燃ごみ」で処分する理由は、水分を含んだ物は保管中に「カビ」などの発生原因となり、品質が低下するためです。年間数十トンが雨で濡れたため資源物として有効利用できません。

雨の日は、衣類や古布を出さないようにご協力ください。

新聞、雑誌などの古紙類は、雨の日に出しても資源化できます。

雨の日のごみ出しは、水が入らないようにしましょう。

ごみの処理・処分費用は重量が基準になります。家庭ごみの約60％は「可燃ごみ」です。「可燃ごみ」のうち「生ごみ（水分）」の比重が大変高くなっています。

「生ごみ」は水切り（乾燥）すると20～50％も減量できます。

雨の日は袋の口をしっかりと結び、水が入ないようにしましょう。それだけで大幅な「可燃ごみ」の減量になります。

ご協力をお願いします。

ごみ減量推進課

（☎042 - 438 - 4043）

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待は依然として数多く発生しています。これらの子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

「子どもの人権110番」

☎0120 - 007 - 110（全国共通番号）

期間 6月27日（月）～7月3日（日）

午前8時30分～午後7時（土・日曜日は午前10時～午後5時）

電話相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

問東京法務局人権擁護部第二課（☎03 - 5213 - 1234 内線2513）

協働コミュニティ課 保（☎042 - 438 - 4046）

公証相談、人権・子どもの人権相談所の開設

遺言・契約などの公証事務一般、近隣関係・プライバシー問題などの人権に関すること、いじめ・体罰・不登校などの子どもの人権に関することの相談に応じます。

時7月7日（木）・8日（金）午前10時15分～午後4時（受付は午後3時まで）

場西武百貨店池袋本店7階「行政・法律・くらしの相談コーナー」

申直接会場へ

問東京法務局人権擁護部第三課（☎03 - 5213 - 1369）

協働コミュニティ課 保（☎042 - 438 - 4046）